

本日

令和7年6月2日

報道機関各位

県土整備部港湾空港課

「特定利用空港・港湾」への対応についての知事コメント

このことについて、別紙のとおり知事コメントを発表します。

【参考】

資料1 国から本県への確認依頼の文書

資料2 本県から国への回答文書

報道機関用提供資料		
担当課	県土整備部 港湾空港課	
担当者	港湾計画・空港グループ GM 小笠原 透	
電話番号	直通	017-734-9674
	内線	6754
報道監	県土整備部 理事 米田 均	

本日

「特定利用空港・港湾」への対応についての知事コメント

令和7年6月2日

令和7年5月26日付けで、本県が管理する青森空港及び青森港について、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と本県との間で確認することの依頼がありました。

本県としては、

- ・ 地域に不安や懸念が生じることがないように県、青森市、関係者への丁寧な情報提供をするとともに、引き続き国として主体的に国民・県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと
- ・ 公的機関及び民間企業等の活動に支障が生じることがないようにすること 等

の要請を申し添え、「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、本日、国へ回答しました。

青 港 空 第 6 4 号  
令 和 7 年 6 月 2 日

内閣官房長官 様  
国土交通大臣 様  
防衛大臣 様

青森空港・青森港港湾管理者 青森県  
代表者 青森県知事 宮下 宗一郎  
( 公 印 省 略 )

### 総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について

令和7年5月26日付けで依頼がありました青森空港・青森港における総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について、「円滑な利用に関する枠組み」を確認しましたので回答します。

また、空港・港湾は、県民の生活を支える重要なインフラであることから、下記のとおり要請します。

### 記

- ・地域に不安や懸念が生じることがないように県、青森市、関係者への丁寧な情報提供をするとともに、引き続き国として主体的に国民・県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- ・公的機関及び民間企業等の活動に支障が生じることがないようにすること。
- ・訓練のスケジュールを事前に情報提供すること。
- ・人的負担、物的負担等が生じることがないようにすること。
- ・平常時においては、空港の運用時間外に対応が生じることがないようにすること。
- ・民生利用及び災害時の迅速な対応に資する必要なインフラ整備（新規事業を含む）を着実に進めること。
- ・安全確保に万全を期すこと。
- ・事故等が発生した場合には、県や青森市へ迅速に情報提供を行うこと。また、事故等の原因を究明し、再発防止に努めるなど必要な対応等を行うこと。

令和7年5月26日  
内閣官房  
国土交通省  
防衛省

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について  
(依頼)

国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と青森県との間で確認することを依頼する。



(案)

青森空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省東北防衛局・海上保安庁第二管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省東京航空局はこれに協力する。

令和●年●月●日

国土交通省東京航空局長

海上保安庁第二管区海上保安本部長

防衛省東北防衛局長

青森県知事

(案)

青森港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であつて、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省東北防衛局・海上保安庁第二管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省東北地方整備局はこれに協力する。

令和●年●月●日

国土交通省東北地方整備局副局長  
海上保安庁第二管区海上保安本部長  
防衛省東北防衛局長  
青森県知事